

令和元年6月25日現在

機関番号：13601

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2018

課題番号：15K04054

研究課題名(和文) 保護者面談での連携に困難を抱える教師を対象としたコンサルテーションモデルの検討

研究課題名(英文) A Study of Consultation Models for Teachers Having Trouble with Cooperation at Parent-Teacher Meetings

研究代表者

上村 恵津子 (KAMIMURA, Etsuko)

信州大学・学術研究院教育学系・教授

研究者番号：30334874

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,100,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、保護者面談で教師が苦手と感じるプロセスとその背景を検討するとともに、実践したコンサルテーションからモデルを作成することを目的とした。教師を対象とした意識調査では、保護者面談が苦手な教師には、頑なで一方向的、自身や方針のなさといった特徴があることが示された。保護者面談に困難を抱える教師2名を対象に課題意識やペースを尊重したコンサルテーションを実施した結果、保護者への理解が促進された。フォローアップ調査では、実践を振り返りつつ保護者との連携を継続する様子が見られた。コンサルテーションでは、コンサルティの課題意識やペースを尊重し、実践を振り返る機会を確保することが重要になる。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究では、教師のニーズに沿ったコンサルテーションにより、保護者に対する教師の理解が促進され、これにより教師は連携構築に向け保護者面談での自らの対応を検討するようになるとの仮説を立てている。この成果は、教師をコンサルティとするコンサルテーションの実践に示唆を与えることが期待されるとともに、特別支援教育コーディネーターや管理職、スクールカウンセラー等による教師へのより適切な支援方法を検討できる点において意義がある。

研究成果の概要(英文)：This study examined the background of teachers who feel they are not good at parent-teacher meetings and aimed to create a model through trial consultations. The teacher awareness survey showed that teachers who are not good at parent-teacher meetings have the following characteristics: (1) they are stubborn and one-sided and (2) they lack a sense of self and principles. Consultation trials that respected task awareness and pace were performed with two teachers having difficulties at parent-teacher meetings and resulted in promoting the discussion of personal issues and understanding of the parents. In the follow-up survey, the teachers stated that it was possible to reflect on their practice while looking at how to continue cooperation with the parents. In consultations, it is important to respect participants' task awareness and pace and ensure that they get regular opportunities to reflect on their practice.

研究分野：学校心理学

キーワード：保護者面談 コンサルテーション チーム援助 教育相談 支援体制

## 1. 研究開始当初の背景

### (1) 保護者との連携に関わる課題

学校現場では、援助ニーズの高い子どもに対し適切な支援を行うために、保護者と教師がいかに連携するかが重要な課題となっている。しかし、保護者と教師とでは、教育観や価値観、子どもの実態理解についてずれが生じやすく(平野, 2013; 三宅, 2012; 永田, 2008), 保護者面談を苦手とする教師は少なくない。これらの教師への支援は、学校の援助力を維持・向上するために欠かせない。

### (2) 連携を促進する教師の発話特徴から

保護者面談における教師の発話は、援助策を具体化するプロセスと保護者との関係を構築するプロセスの2つで構成されている(図1)。これを一般的な対人援助モデルと比較したところ、教師の発話特徴は、自分自身の対応を振り返る発話がある点であることが明らかになった(上村・石隈, 2007)。「振り返り」の発話は、保護者からの新たな情報を得て、これまでの方針や対応を見直す点において、教師が保護者と対等であることを具現化する発話とも言える。保護者との連携促進においては、教師の振り返りが鍵になると考えられる。

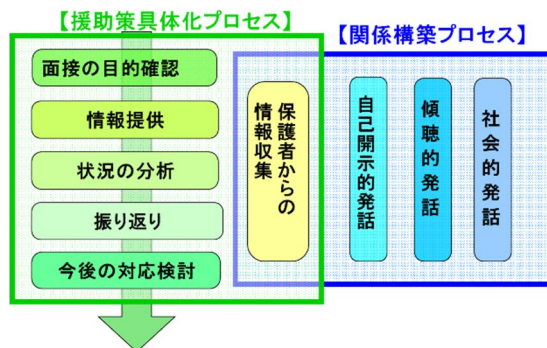


図1 教師の発話モデル(上村・石隈, 2007を改変)

### (3) 「振り返り」に関する発話の実態調査から

教師を対象に行った発話の実態調査からは、約半数の教師が保護者面談において「教師の対応について意見を求める」発話をしておらず、振り返りの発話が少ない実態が明らかになった。また、インタビュー調査からは、振り返りの発話が少ない背景として、教師の個人的要因のみならず、担任へのバックアップ体制の不十分さも影響していることが明らかになった。さらに、教師が保護者面談に対して抱える困難さは、保護者との問題共有、協力関係・信頼関係作り、支援方法選択、援助実践・フォローアップ等多岐にわたっていることも示されており、保護者面談を苦手とする教師への支援を、「振り返り」の発話に焦点をあてこの発話を促進しようとする試みだけでは限界があると思われた。

以上のことから、保護者面談を苦手とする教師を支援するにあたっては、教師が抱える困難さに焦点をあて、これに沿ったコンサルテーションを行うとともに、コンサルテーションにおいて教師の特徴をどのように活かすのかを検討することが重要であると考えられた。

## 2. 研究の目的

本研究では、保護者との連携を促進する保護者面談の実践に向け、教師を対象とするコンサルテーションモデルを検討することを目的とする。このために、まず、保護者面談において教師がどのような場面やプロセスを苦手としているかを明らかにする。第2に、教師が苦手と指摘した場面やプロセスについて、なぜ教師が苦手と感じているのかその背景を検討する。第3に、コンサルテーション作りに向け、保護者面談に苦手を感じている教師を対象にコンサルテーションを試行する。第4に、実践したコンサルテーションの結果を基に、コンサルテーションモデルを作成する。

## 3. 研究の方法

- (1) 意識調査：教師を対象とするアンケート調査により、保護者面談において教師が苦手とする場面やプロセスを明らかにする。
- (2) コンサルテーションの実施：保護者面談に苦手を感じる教師を対象にコンサルテーションを実施する。教師が苦手とする課題に即してコンサルテーションを展開することにより、教師の課題意識や保護者面談における発話がどのように変化するかを明らかにする。
- (3) インタビュー調査：コンサルテーションの対象者(コンサルティ)が、コンサルテーション終了後、本研究で実施したコンサルテーションをどのように捉えているかを明らかにする。
- (4) コンサルテーションモデルの検討：実施したコンサルテーションの結果およびフォローアップとして行ったインタビュー調査の結果を基に、コンサルテーションのモデルを作成する。教師の特徴を活かした保護者面談の実践に向けたコンサルテーションの留意点を検討する。

## 4. 研究成果

### (1) 意識調査

保護者面談を苦手とする場面やプロセスを明らかにすることを目的として、教員91名を対象にアンケート調査を行った。保護者面談が苦手な教師の特徴について自由記述で回答を求めた結果、354の記述を得た。

354の記述のうち面談場面に関わる特徴が52%と最も多かった(図2)。面談場面の特徴は、子ども理解・指導方針についての教師の思いが強すぎて保護者との情報交換・共通理解が

難しくなるとの特徴と、指導への自信のなさや経験不足から面談での発言ができず保護者との意見交換が難しくなる特徴の2つに大別できた。

面談場面以外の特徴は、教師の特徴が全体の28%、経験6%、連携意識5%、アセスメント4%と続いた。教師の特徴では、「自分の考えに固執する」「自分のやり方や考え方をなかなか変えられない」等思考の固さを示す特徴や、「人と話すのが苦手」「人と近い距離を持ちたくない」等対人関係やコミュニケーション力に関わる特徴が多く見受けられた。経験に関わる特徴では、「保護者面談で今までに痛い思いをした」経験があるといった特徴の他に、教師や親としての経験不足もあげられていた。また、連携意識においては、「保護者を協力者と思えず、何かを伝えないといけない、教えないといけないと思っている人」「上から目線」といった表現が示すように、対等な立場で関わることができない特徴を示す記述がほとんどであった。アセスメントでは、子どもや家庭の実態が把握できず、「具体的エピソードが話せない」「子どもや家庭に問題があるとしてしまう」といった特徴が示された。

これらの結果から、教師は面談が苦手な教師の特徴を、かたくなで一方的という特徴と自信のなさや方針のなさといった特徴という両面からとらえていることが明らかになった。また、面談が苦手な教師の特徴を、面談場面のみならず、指導場面や日常場面の特征からもとらえている様子が見えられた。面談が苦手な教師へアプローチするには、その教師の特徴をとらえることが重要であると共に、面談場面に限定せず、幅広い視点からのアプローチを検討する必要があると考えられた。

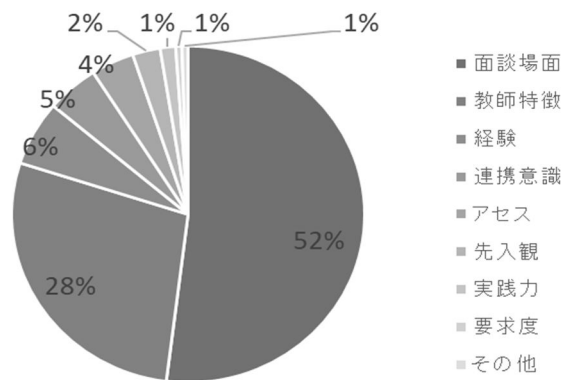


図2 保護者面談を苦手とする教師の特徴についての項目別回答割合

## (2) コンサルテーションの実施

### 実践1

- ・対象：保護者面談に困難を抱える特別支援学校教諭1名
- ・時期：平成28年4月～12（週1）
- ・方法：保護者とのよりよい連携に向けた課題を検討することを目的とし、コンサルティが自身の課題意識に基づきレポートを作成し、これについてディスカッションを行う。
- ・経過：

コンサルテーションは、連携が困難だった保護者との事例を振り返ることからスタートした。当初、コンサルティは、連携の困難さを保護者の障害受容の未熟さにあると捉え、保護者の障害受容を促進することにより子ども理解における保護者と学校間のズレを解消し、連携の課題を解決しようとしていた。また、これと並行し、障害受容のモデルや保護者との連携について文献を基にレポートし、次第に子どもの障害に関わる「慢性的な悲哀やジレンマは異常な反応ではなく通常の反応」であり、「障害受容を段階としてとらえないこと、障害受容を課題としない」ことが支援者には求められるとの視点を持つようになっていった。

コンサルテーション中期、ズレに焦点を当てた結果、ズレはそれぞれの立場や役割の違いにより生じること、ズレの解消を安易に目指すよりもその背景を理解する重要性を語るようになっていった。コンサルティは自らの考えを基に、保護者と教師が対等なパートナーとなるために教師に求められる配慮を「ズレの内容と解消の必要性」（図3）としてまとめた。

コンサルテーション後期、作成したモデルについての意見を聴取することを目的として、保護者や教師、外部専門家にインタビューを行った。コンサルティはインタビューで得た意見を基にモデルの検討を重ね、パートナー関係構築にはズレや葛藤場面が出発点となること、傾聴・共感、対話力、懇談プロセス

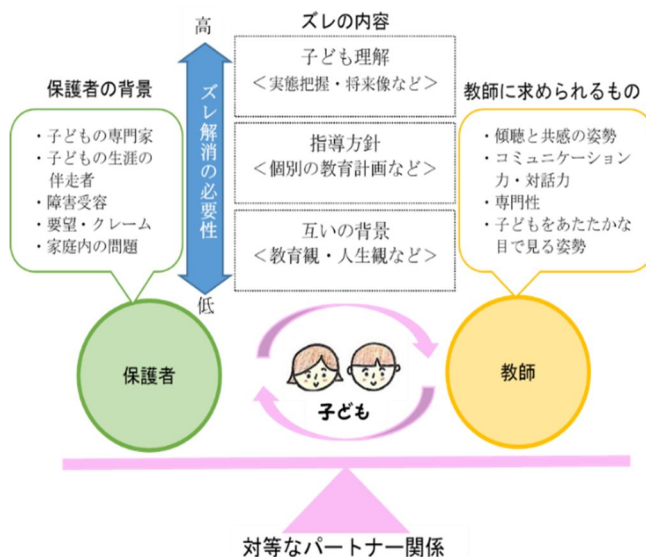


図3 ズレの内容と解消の必要性（登内・上村，2017）

の見通し、子どもや保護者を理解しようとする、話しやすさといった姿勢が教師に求められることを報告し、これを保護者と教師がパートナー関係を構築するモデル（図4）としてまとめていった。

・考察：

実施したコンサルテーションより、本コンサルティが保護者と意見がズレる場面やズレに対処するプロセスに困難を感じていることが分かった。当初、ズレの原因を保護者の障害受容の未熟さとしていたコンサルティが、ズレを尊重する姿勢へと変化していった点が本コンサルテーションの成果である。このような変化は、コンサルティが自分のペースで実践を振り返るとともに、自身の興味・関心から文献や書籍にあたったことが、視点を広げることにつながったと考えられる。コンサルテーションにおいては、コンサルティの課題意識を尊重し、これに取り組む時間と場所を提供することが重要であると感じられた。

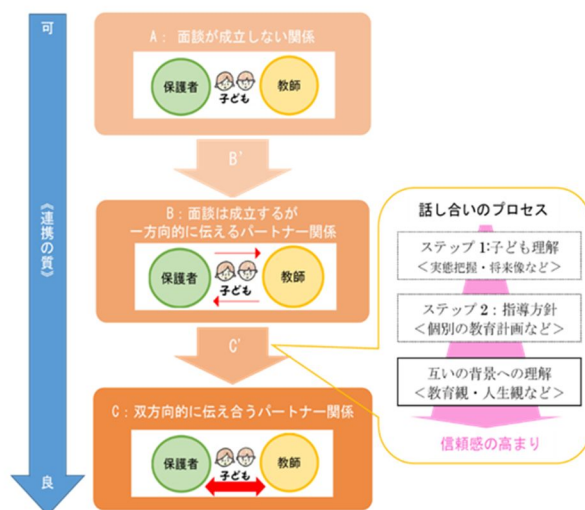


図4 パートナー関係構築モデル(登内・上村, 2017)

## 実践2

- ・対象：保護者面談に困難を抱える特別支援学校教諭1名
- ・時期：平成29年4月～12月（週1回）
- ・方法：保護者とのよりよい連携に向けた課題を検討することを目的とし、コンサルティが自身の課題意識に基づきレポートを作成し、これについてディスカッションを行う。実践1の結果に基づき、コンサルティが苦手と感じる保護者面談の場面やプロセスを確認するとともに、コンサルティのペースや課題を尊重することとした。
- ・経過：

コンサルテーションは、連携が困難だった保護者との事例を振り返ることからスタートした。当初、コンサルティは、保護者との連携が困難になる背景要因を、子どもの実態に対する保護者の理解不足と捉えていた。

コンサルテーション中期以降、子どもを取り巻く環境に関する情報を確認することで、学校以外の場面での子どもの実態、保護者の立場や心情への理解が促進されていった。さらには、カウンセリングの理論や怒りのコントロールに関する文献研究や自己課題に関わるテーマを扱う研修会への参加等を行ないながら、保護者との連携を促進する教師の働きかけについて検討した。しかしながら、自らの事例に基づき連携を促進する教師の関わり方を深めるには至らなかった。

・考察：

対象者は保護者と意見がズレる場面やズレに対処するプロセスに困難を感じていたが、実践2のコンサルテーションでは、連携が困難だった自身の事例から対応を振り返ることが困難であった。コンサルティが自らの課題に直面するコンサルテーションでは、コンサルティに心理的負担がかかることを考慮すると、自身の成功事例での振り返り、文献による情報収集や他の教員の事例での検討など、複数のアプローチを用いる必要性が感じられた。

## (3)インタビュー調査

実践1・実践2のコンサルティ2名が実践したコンサルテーションをどのように捉えているのかを確認することを目的として、コンサルテーション終了後にアンケートとインタビューを実施した。

調査の結果、コンサルティは「コンサルテーションの意味」を、考える時間の確保、客観的に捉え、俯瞰する時間、多様な知識・人とのふれあい、自身の価値観・アイデンティティーの検討の4点で捉えていた。「現在の自身の現状と課題」に関する発話・記述からは、保護者理解・関係構築には時間がかかり、他の教師も葛藤・苦勞しながら学級経営や保護者連携を行っていることを踏まえ、検討を続ける様子が見えられた。

## (4)コンサルテーションモデルの検討：

本研究では、保護者面談において教師が苦手と感じるプロセスとその背景を検討し、コンサルテーションの実践によりコンサルテーションモデルを作成することを目的とした。

本研究で展開したコンサルテーションを、既存の問題解決型コンサルテーションモデルと比較してみる。既存のモデルではステップ2で問題状況の定義と問題状況の改善に向けた目標設定をコンサルティの視点から行ない、ステップ3の生態学的アセスメントをコンサルティとコ

ンサルタントとで行うことにより分析の視点が広がり、ステップ4において子どもや保護者の視点からの目標設定が可能になるという構造になっている(図5)。

一方、本研究で実践したコンサルテーションでは、ステップ3において生態学的アセスメントに加え、コンサルティの課題意識やペースに合わせ文献研究やインタビュー調査、研修会への参加といった活動を展開したことが特徴であろう。ステップ3の活動を広げたことにより、保護者への理解がコンサルティのペースで進み、分析の視点が広がった。そして、コンサルテーション開始当初は困難だったステップ4、保護者の視点に基づく目標設定や教師に焦点をあてた方略検討を行うようになっていった(図6)。

教師の中には、また、一人の教師であっても、様々な背景により自らの視点を交換させることが難しい場合がある。従って、コンサルテーションでは、ステップ3でコンサルティの視点交換を図るための活動が多様に準備されていることがポイントとなろう。なお、今回のコンサルテーションにおいては、自らの失敗事例に向き合い生態学的アセスメントを行うことが困難なコンサルティもいたことから、コンサルティの視点の変容を無理無く進めるためには、生態学的アセスメントについても、成功事例や他の教師の事例を基にするなどの工夫が必要であろう。

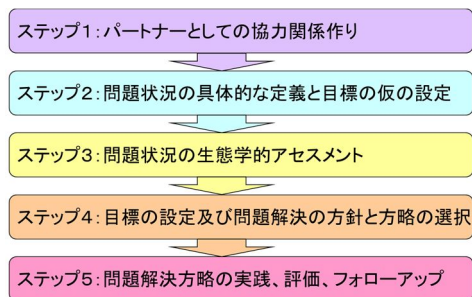


図5 問題解決型コンサルテーションのプロセス(石隈, 1999 を改変)

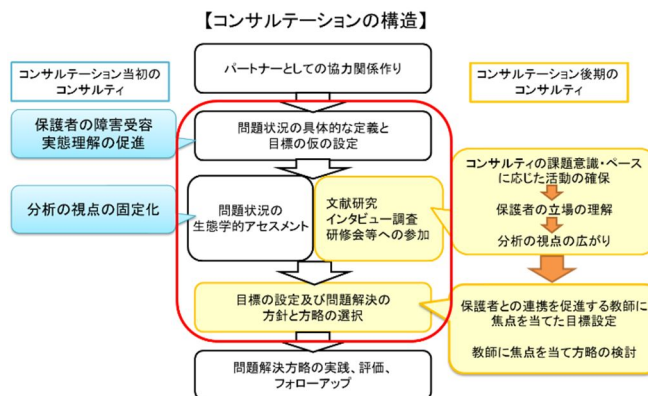


図6 本研究のコンサルテーションの構造とコンサルティの変容

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 1 件)

登内 光・上村恵津子 2017 連携における保護者と教師のパートナー関係構築 信州大学教育学部研究論集, 11, 219-238.

〔学会発表〕(計 0 件)

〔図書〕(計 0 件)

〔産業財産権〕

○出願状況(計 0 件)

○取得状況(計 0 件)

〔その他〕

## 6. 研究組織

### (1)研究分担者

研究分担者氏名: 石隈 利紀

ローマ字氏名: ISHIKUMA Toshinori

所属研究機関名: 東京成徳大学

部局名: 心理学研究科

職名: 教授

研究者番号(8桁): 50232278

研究分担者氏名: 永松 裕希

ローマ字氏名: NAGAMATSU Yuki

所属研究機関名: 信州大学

部局名: 学術研究院教育学系

職名: 教授

研究者番号(8桁): 60324215

## (2)研究協力者

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。